

国連持続可能な開発のための教育の10年 —日本の実施計画策定へ—

上 原 有 紀 子

はじめに

2002年の第57回国連総会において、NGOの協力のもと⁽¹⁾、日本政府の提案により決議採択に至った「国連持続可能な開発のための教育の10年」(United Nations Decade of Education for Sustainable Development, 以下 DESD とする。)が、2005年から始まっている。DESD は、あらゆる人が、持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development, 以下 ESD とする。)に様々な場で取り組む社会を想定し、その推進を通じて持続可能な共生社会の構築を目指すユネスコのキャンペーンである。我が国は、その提案国でもあり、国内的にも国際的にも、DESD 推進のために貢献すべきであることは言うまでもない。

ESD とは、今日の世界が、今のままでは将来世代にわたる持続可能性を維持できない、との前提に立った上で、環境の完全性 (environmental integrity)、経済の存続可能性 (economic viability)、現世代と将来世代にとって公正な社会 (a just society for present and future generation) という三つの観点から、より持続可能な未来を作り出すような行動の変革を促す教育の取組 (educational effort) である。それは、自然環境の保全、経済発展、貧困削減、政治・社会制度の改善、異文化理解など、世界が

直面している諸課題を解決するための教育や学習である。DESD においては、すべての人が担い手となり、ESD の学びを通じて、ライフスタイルをのぞましい在り様に変革し、持続可能な共生社会を築いていくことが期待されている⁽²⁾。

ユネスコは、DESD の開始年である2005年の早い時期に、DESD のための国際実施計画を提示する予定であったが、当初の見込みより遅れ、同年9月の執行委員会で採択された。この国際実施計画は、地方、国家、地域、国際といったあらゆるレベルにおける様々な主体が DESD 推進のために果たすべき役割を提示し、DESD に対する主体者意識 (ownership) の共有を目指すものである。具体的には、DESD 実施のための7つの戦略が示されたほか、特に地域と国家に対しては、国際実施計画の枠組みに基づき、DESD を実施するための計画や戦略、予定表を策定するように求めている⁽³⁾。

我が国ではすでに平成16(2004)年末から、関係6省(外務・環境・文科・経産・国交・農水)により、DESD のための政府レベルの推進体制づくりが開始されていたが、国際実施計画策定の遅れに伴い中断していた。2005年末、ユネスコによる国際実施計画の策定を受けて、新たに内閣官房に10府省による関係省庁連絡会議が設置された⁽⁴⁾。こうして平成18年(2006)年3

(1) 2001年11月に設立された NGO のネットワーク団体「ヨハネスブルグ・サミット提言フォーラム」が政府に提案した経緯がある。この経緯も含め、DESD の基本概念等については、拙稿「国連・持続可能な開発のための教育の10年をめぐる—共生社会を目指した日本の取組み—」『レファレンス』55巻3号, 2005.3, pp.63-82. を参照。

(2) "Goals of the United Nations Decade of Education for Sustainable Development." UN Doc. 172 EX/Decisions (pp.15-16.)

(3) *Consolidated International Implementation Scheme*, UN Doc. 172 EX/Decisions (pp.14-29.)

月、日本の DESD 実施計画が策定された。この実施計画には、基本的な理念や方針が示されたほか、DESD 推進のための具体的な施策についても、従来からの取組も含めて多数列挙されている⁽⁵⁾。

政府の動きに前後して、DESD を推進する様々な取組が国内外で行われてきた。そのなかで、とりわけ議会人に係わりが深い動きとしては、列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union, 以下 IPU とする。) の第114回会議における決議の採択 (2006年5月、於ナイロビ) が挙げられる。日本とブラジルの代表議員による共同提案に対し、各国代表議員が賛同する形で採択された決議において、すべての国の議員は、DESD の開始に留意し、持続可能な未来の構築の基盤となる地球市民 (global citizens) の模範となるべきことが盛り込まれた⁽⁶⁾。

特に今回のこの決議は、日本とブラジルの代表議員による共同提案とされたが、決議案のテーマ自体は日本側の代表議員によって提示された。決議案の準備過程においても、日本側がまず素案を作成し、それをベースにしてブラジル側との協議が進められた経緯がある⁽⁷⁾。また、日本の代表議員が、決議案を準備する共同報告委員の一人に指名されたのは、今回が初めてのことであった。こうした点からみても、この決議は、とりわけ日本の議員にとって持つ意味合いが大きいといえるだろう。

本稿では、DESD 推進の様々な取組のうち、

まず日本政府による実施計画の策定についてその内容等を概観する。続いて、各国議員への呼びかけである IPU 決議にも、DESD 推進が盛り込まれた経緯等について、簡単に紹介することとしたい。

I 日本の実施計画策定をめぐる動向

1 ユネスコ国際実施計画の概要

2002年12月、第57回国連総会の決議により、ユネスコが DESD の主導機関に指名され、国際実施計画の草案作成の要請を受けた。国連のパートナー機関との協議は2003年9月から開始された。草案形成に際しては、国連機関のみならず、各国の政府、NGO、専門家等から、2,000件を超える意見が寄せられた⁽⁸⁾。さらに草案は、事前に広範囲に配布され、各分野の著名な学者や専門家による検討を経た後、ユネスコ事務局長に助言を行う立場にある DESD ハイレベル・パネルあてに、2004年7月に提出された。こうした手続きを経て、同草案は第59回国連総会 (2004年10月、於ニューヨーク) 及び第171回ユネスコ執行委員会 (2005年4月、於パリ) に提出された。各方面からの様々な知見が取り入れられ、この時点での草案は、ESD に関する詳細な解説を含むことになり、全体で50ページ余りの大部なものになっていた。このため、第171回ユネスコ執行委員会は、より戦略的に的を絞って、統合修正した実施計画を再提出するように、ユ

(4) 関係6省に、内閣官房、内閣府、総務省、法務省が加わった。

(5) 「わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画」(平成18年3月30日)は、内閣官房 HP を参照。<<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokuren/keikaku.pdf>>

(6) 「環境管理及び地球環境悪化との闘いにおける議会の役割」(2006年5月12日採択) "The Role of Parliaments in Environmental Management and in Combating Global Degradation of the Environment.", Resolution adopted by consensus by the 114th IPU Assembly (Nairobi, 12 May 2006) <<http://www.ipu.org/conf-e/114/114-2.htm>>

(7) 第112回 IPU 会議の場で加藤修一参議院議員の提案がテーマ案に採用された。

(8) わが国からはユネスコ国内委員会及び NGO のネットワーク団体である持続可能な開発のための教育の10年推進会議 (ESD-J) が提言している。この点については前掲注(1)の拙稿を参照。

ネスコ事務局長に要請した。その結果、草案の最終版は、ESDの経緯や概念に関する解説については、付属文書として本文とは別にする構成に変更され、本文自体は当初に比べおよそ半分の長さに圧縮された。こうして出来上がった最終版⁽⁹⁾が第172回ユネスコ執行委員会(2005年9月、於パリ)に提出され、採択されるに至った⁽¹⁰⁾。

採択された国際実施計画は、全5章と付属文書から構成されている。我が国の実施計画もこの国際実施計画に基づいて策定されているので、ここで各章のポイントを見ていくことにする。

この国際実施計画の目的は、地方、国家、地域、国際といったあらゆるレベルにおける様々な主体のために広範な枠組みを提示し、DESDに対する主体者意識の共有を育むことであるとされている(第1章)。

次に、DESDの目標は、持続可能な開発の原則、価値観、実践を、教育と学習のあらゆる側面に取り入れることにある。各国レベルでは、あらゆる形態の教育、人々の意識の啓発及び訓練を通じて持続可能な開発のための構想力(vision)を磨き、変革につなげる機会を提供することが求められ、持続可能な開発における教育と学習の役割の重要性を強調することが目標とされている。またDESDの目的は、①ESDの関係者間のネットワーク構築、連携、交流と相互作用の促進、②ESDにおける教育と学習の質の向上、③ミレニアム開発目標⁽¹¹⁾に向けてのESDの取組の推進と、その達成のための各国支援、④各国の教育改革の取組にESDを組み込むための新たな機会の提供、とされている(第2章)。

DESDの実施にあたって重要なのは、様々な関係者間の連携であり、地方、国家、地域、国際といった各レベルにおける連携のあり方が例示されている。とりわけDESDを成功させるには、各国政府による国内での推進が不可欠なことが明記された(第3章)。

その上で、DESDは、各国の事情に応じた優先事項と手法に従って履行されるべき責務(commitment)であると同時に、共通の目的と目標に向かって取り組まれるべきという認識の下、あらゆる主体者が取り組む際の目安となる、共通の道標(milestones)が明らかにされる必要があるとされた。そのための特に重要な道標として次の9点が示されている(第4章)。①各国における明確な計画と実施段階にある取組、②各国におけるDESD関連報告の責任者、③地域計画又は戦略、④進捗状況を示す指標と達成状況のモニタリングの手法、⑤技術支援のための明示された資源と優れた実施の事例、⑥関連する研究・開発・技術革新についての情報の共有、⑦パートナーシップ構築促進のための方法、⑧鍵となる分野における手引き(guidance)の提供、⑨国連総会へのDESDの中間報告と最終報告。

上述の道標を参考に、あらゆる主体者が、DESDの実施をどのように推進していくのかについて、次のような前進のための7つの戦略が提示されている。①ビジョン構築と提言活動、②協議と主体者意識、③パートナーシップとネットワーク、④能力開発と訓練、⑤調査研究と技術革新、⑥情報通信技術(ICT)の活用、⑦モニタリングと評価(表1を参照)。同時に、あらゆる主体者は、これらの7つの戦

(9) UN Doc. 172 EX/11 (ANNEX I)

(10) UN Doc. 172 EX/Decisions (pp.13-29.) 前掲注(8)でも触れたNPO法人、ESD-Jが、仮訳未定稿として邦訳をHPに掲載している。<http://www.esd-j.org/documents/DESDIIS_Final_JapanesebyESD-J.pdf> 本稿の執筆にあたり参考にした。なお、本稿記載のインターネット情報はすべて2006.6.30.現在である。

(11) 途上国における貧困の削減、教育の普及の改善、女性の地位向上、保健・衛生状態の改善、環境の持続可能性の確保、開発のためのパートナーシップ構築など、2015年までに達成すべきとされている8つの目標。

略を、実施計画策定の最初のプロセスに組み込むべきであり、かつ、いかなる実施計画においても、これらの戦略のすべてが盛り込まれなければならないとされた(第5章)。

なお、DESDの背景等の詳細については、別添の付属文書⁽¹²⁾を参照することとされた。この付属文書は、A)ESDの由来、B)質の高い教育とは何か、C)ESDとは何か、D)ESDの4つの目的⁽¹³⁾、E)ESDの主な特長、の5つの節から構成され、それぞれ解説が施されている。

前述のように第57回国連総会決議で、各国政府は、ユネスコによる国際実施計画をふまえ、国内におけるDESD実施のための措置を、自国の教育政策や行動計画に盛り込むための検討を求められていた。我が国政府も、ユネスコによるこの国際実施計画の枠組みに基づき、平成

17(2005)年末から約3か月をかけて国内実施計画の策定にあたった。ユネスコの国際実施計画に示された表1の7つの戦略は、我が国の国内実施計画策定のプロセスにどのように組み込まれたか、また実施計画にどのような形で盛り込まれているか。こうした点に着目しながら、次節では我が国におけるDESD実施計画について見ていくこととしたい。

2 我が国における DESD 実施計画

(1) 策定のプロセス

ユネスコによる国際実施計画の策定を受け、DESDに係る施策の実施のために、平成17(2005)年12月27日付けで、内閣官房に係省庁連絡会議⁽¹⁴⁾が設置された。内閣官房副長官補を議長とし、副議長には内閣官房内閣審議官、外務省大臣官房国際社会協力部長、文部科学省

表1 DESD 前進のための7つの戦略の導入

戦 略	具 体 例
ビジョン構築と提言活動	<ul style="list-style-type: none"> 政府の政策や開発計画にESDを組み込むためのロビー活動を行う。 ESDの利点を宣伝することによりESDの必要性を確立する。
協議と主体者意識	<ul style="list-style-type: none"> 透明性が高く誰もが参加できるような市民参加型のイベントを開催する。 DESDの協議のプロセスを、関心のあるすべての団体や個人に公開する。 関係主体者の役割と責任を明らかにする。
パートナーシップとネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に広範な関係主体者を探し出す。 既存の提言活動を明らかにし、ともに活動する。 ESDの4つの目的すべてのパートナーとネットワークを明らかにする。
能力開発と訓練	<ul style="list-style-type: none"> リーダーシップを含めあらゆるレベルの専門性育成のニーズを喚起する。 NGO、民間セクター、市民社会を含む既存の主体や技能を基盤とする。 地方や国家レベルで進行中の持続可能性に係るイニシアティブと連携する。
調査研究と技術革新	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラム格差をなくすために、ESD関連教材及び評価指標を開発する。 ESDの4つの目的すべてのための研究開発計画を策定する。 ESDの研究、開発及び革新的事例をESD実践者に広める。
情報通信技術 (ICT) の活用	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な開発のメッセージをゲーム等にも組み込む手法を開発する。 人材育成や現職の専門家の研修において情報通信技術 (ICT) を活用する。 地理的に孤立した人々と結びつくためにICTを用いる。
モニタリングと評価	<ul style="list-style-type: none"> DESDの効果を評価するための指標を策定する。 基準となるデータを集め、長期間の調査を行う。 万人のための教育 (EFA) その他のイニシアティブのデータを活用し、進捗状況を追跡する。

(出典) Table 6: Examples of activities for the seven strategies, UN Doc. 172 EX/Decisions, p.27. より作成。

(12) UN Doc. 172 EX/11 (Annex II)

(13) ESDの4つの目的は、①質の高い基礎教育へのアクセスの向上、②既存の教育プログラムの再構築、③持続可能性に関する理解と認識の向上、④あらゆる労働部門への訓練の提供、とされている。

(14) 関係省庁連絡会議については内閣官房HPを参照。

<<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokuren/konkyo.html>>

国際統括官及び環境省地球環境局長の4名が、構成員として内閣・総務・農水・経産・国交の1府4省からの担当官が、オブザーバーには法務省から人権擁護局長がそれぞれ充てられた。

この関係省庁連絡会議は、設置された当日に第1回の会合を開催し、その後、政府外の関係者（教育関係者・産業界・NPO・自治体等）の参加による円卓会議（平成18年1月17日）を経て、「わが国における「国連持続可能な開発のための教育」実施計画（案）」を作成した。この案については、環境・外務・文科の3省を通じてパブリックコメントの募集も行われた（平成18年2月2日～23日）。この間111件の意見が寄せられたとのことである⁽¹⁵⁾。以上を踏まえて、同年3月30日に開催された第2回関係省庁連絡会議⁽¹⁶⁾において、同実施計画⁽¹⁷⁾は正式に決定される運びとなった。

この策定プロセスについて、前節で取り上げた7つの戦略に照らしてみると、円卓会議やパブリックコメントの募集など、幅広い主体者に門戸を開いた手続きが踏まれた点は評価できる。しかし、たとえば円卓会議については、参加主体や議論の詳細が未公開であること、関係省庁連絡会議についても、公開されているのは議事次第のみであり、一般市民が議論の詳細を知る手段が講じられていないなどの点は問題である。DESDにおいては、主体者意識の共有が重視されるため、プロセスの透明性のいっそうの確保が必要である。

(2) 計画の内容

我が国のDESD実施計画は、全5章（19ページ）にわたる本文と関係各省の具体的施策を掲げた別表（24ページ）から構成されている。主

な内容は前置き（序章）に続く2章以下であり、基本的考え方（第2章）、ESD実施の指針（第3章）、ESDの推進方策（第4章及び別表）、評価と見直し（第5章）に分けられる。以下、前節の7つの戦略に照らしてそれぞれの内容を紹介する。

まず、第2章は、政府のビジョンを提示した内容となっている。すなわち、7つの戦略のうちの1点目（ビジョン構築と提言活動）に相当する。ESDの世界的な取組は我が国の提案をきっかけに開始したものであり、この実施計画は、政府が国内外における施策を推進し、国内及び世界をリードしていくための指針であると位置づけた上で、最終年（平成26(2014)年）までに、ESDの推進により、一人ひとりが、世界の状況や将来の世代と、現在の社会や自分との関係を見つめ、自らが生きる社会を持続可能な社会とすべく、その社会づくりに参画するようになることを目指す、としている。そして、我が国が優先的に取り組むべき課題としては、①先進国が取り組むべき環境保全を中心とした課題を入り口として、環境、経済、社会の統合的な発展に取り組むにつ、②国際的な視点からは、途上国を含む世界規模の持続可能な開発につながる諸課題を視野に入れた取組を進めていく姿勢が表明されている。

第3章では、「ESD実施の指針」として、あらゆる主体者の連携を重視しながら、どのような教育を、どのように進めていくべきかについて述べられている。これは前節の7つの戦略のうち、主として3点目（パートナーシップとネットワーク）と4点目（能力開発と訓練）に関わる内容である。ESDの取組においては、①身の回りの地域の特性に応じた実施方法の開発が重

(15) 「わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画（案）に対する意見募集の実施結果について」は、環境省HPを参照。<<http://www.env.go.jp/policy/edu/060330iken.pdf>>

(16) パブリックコメントで寄せられた意見の中に、厚労省の参加を求める声もあり、第2回会議より、関係省庁連絡会議に、厚生労働省政策統括官もオブザーバーとして加えられた。

(17) 前掲注(5)を参照。



要であり、既存の活動の見直しも含め、それらの取組が持続可能な地域づくりに発展するようにすることが大切であること、② 政府や地方公共団体のみが実施するのではなく、個人の意識に影響を及ぼすあらゆる場で、あらゆる主体によって実施されるべきであること、③ 教育の内容については、ESDの対象となる環境、開発、国際理解、平和、人権、消費者教育、キャリア教育、食育等の個別の教育課題を学際的かつ総合的に扱うことが重要であること、④ 具体的な行動につながる学び方・教え方が大切であり、探求や実践を重視する参加型アプローチの手法がのぞましいこと、⑤ 問題解決のために必要な体系的な思考力、データや情報の分析能力、コミュニケーション能力の育成が重要であること、⑥ 多様な主体の連携の強化、それを支えるコーディネーター育成が重要であること、⑦ 各主体は、企画し、実践し、評価し、次の活動の改善に生かすことが必要であること、などが示されている。

続く第4章と、それを具体化してまとめた別表では、ESDの推進方策について、① 初期段階の重点的取組事項、② 国内推進方策、③ 各主体に期待される取組、④ 国際協力の推進、の4項目に分類され、解説される。その上で、別表において各項目に対応する施策及び担当省を列挙する構成がとられている。前節の7つの戦略との関わりで見ると、第4章には、7点目(評価と見直し)を除く6点が盛り込まれている。まず、① 初期段階における重点的取組事項として、(イ) ESDの普及啓発、(ロ) 地域における実践、(ハ) 高等教育機関における取組が挙げられている。この部分の内容自体、7つの戦略のうちの6点すべてに関連しているが、その関連がよりわかりやすいのは、② 国内における具体的な推進方策として、(イ) ビジョン構築、意見交換、(ロ) 協議による政策決定、関係者の主体性の促進、(ハ) パートナーシップとネットワークの構築・運営、(ニ) 能力開発、人材育成、(ホ) 調査研究、プログラム開発、(ヘ) 情報通信技術

(ICT)の活用の6項目が挙げられており、この6項目自体が、7つの戦略の1点目から6点目までを踏襲した項目になっている部分においてである。続いて③ 各主体に期待される取組としては、(イ) 個人、家庭、(ロ) 学校、(ハ) 地域コミュニティ、(ニ) NPO、(ホ) 事業者、業界団体、(ヘ) 農林漁業者、関係団体、(ト) マスメディア、(チ) 教員養成・研修機関、(リ) 公民館、図書館等の公的な拠点施設、(ヌ) 地方公共団体、という具合に各主体に期待される取組例が示されている。これらの部分は7つの戦略のうち2点目(協議と主体者意識)と関連している。最後に、④ 国際協力の推進について見ると、(イ) 国連関連機関等との連携・協力、(ロ) アジア地域を中心とした地域レベルの協力の推進、(ハ) 開発途上国における人づくり等への支援、(ニ) 各主体との連携、民間団体の取組の支援、(ホ) 国民の国際理解の促進、(ヘ) 国際社会への情報発信、の各項目が挙げられている。これらの部分は7つの戦略のうち1点目(ビジョン構築と提言活動)、3点目(パートナーシップとネットワーク)、4点目(能力開発と訓練)等と関連している。

対応する別表をみると、たとえば① 初期段階における重点的取組事項のうち、(ロ) 地域における実践には、「国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業(環境省)」、「環境と経済の好循環のまちモデル事業(環境省)」、「身近な水環境の全国一斉調査(国交省)」、「いきいき・海の子・浜づくり(国交・文科・農水省)」ほか多数の施策が挙げられている。ここでは各省による施策のうち、既存のプログラムでESDに係わるものも含めて列挙されているため、各省庁の施策のパッチワークの観を呈して総花的に見える点は否めない。しかし、そのことが学際的・総合的な性格をもつESDの本来の姿を現しているともいえる。したがって、あらゆる主体は、自分に係わるどのようなESD関連施策があるかを、この別表で探すことができる。なお、この別表は毎年見直すこととされている。

最後に、第5章の、「評価と見直し」は、前

節の7つの戦略の7点目（モニタリングと評価）に関連する内容である。平成18（2006）年以降、毎年、DESDの取組状況を点検し、平成22（2010）年には中間年までの見直しを行い、平成26（2014）年末に10年全体の評価とそれ以降の検討を実施するとされた。しかし、肝心の評価手法については、既存の研究成果等を踏まえ、これから検討していくとして先送りされている。

このように、前節の7つの戦略に照らして我が国の実施計画全体をみると、7つの戦略がほぼすべてが盛り込まれているといえないことはないが、7点目（評価と見直し）については、具体的な評価手法の開発に関わる課題が残されたといえよう。

この実施計画については、ESDの国際的状況を踏まえた上で、持続可能な社会を築いていくための視点や方法が網羅されていること、ESDが行動の変革を促す学びであることを明示したこと、ESD推進の仕組みとしてコーディネーター等の重要性を指摘していることなどについて一定の評価を得ている⁽¹⁸⁾。他方、推進体制の位置づけが不明確であること⁽¹⁹⁾、最終年までの目標設定があいまいであることなどを危惧する声もある⁽²⁰⁾。

政府は、DESD実施に向けて実施計画を策定したという点で、ひとまず確たる第一歩を踏み出した。次の段階として、あらゆる主体者への意識啓発として、ESDとその実施計画の認知度を高めるべきであり、そのためには、あらゆる主体者と意思疎通をはかるための交流の場を設けることなどが重要になってくる。そのような会合の一例について、次に紹介したい。

3 第一回 ESD 情報交換会 —政府と市民の意見交流ミーティング—

ESD推進のためのネットワーク団体である、「持続可能な開発のための教育の10年推進会議」（ESD-J）は、環境省環境教育推進室との共催により、第一回 ESD 情報交換会を平成18（2006）年5月27日に開催した。国内実施計画やESDの取組の動向について、関係省や関係機関の担当者と一般市民との対話の場として開かれたこの会合に、関係省としては環境・外務・文科・農水・経産・国交各省の担当者、そのほか国連大学高等研究所、ユネスコアジア文化センターの担当者、NPOや大学関係者等が報告者として出席した⁽²¹⁾。

第1部の会合はまず、ESD関連施策について各省担当者による短い発表が行われ、合間にNPO関係者から地域コミュニティにおけるESD事例紹介をはさむ形で進められた。我が国の実施計画に関する説明では、別表に盛り込まれた環境省の関連施策のひとつ、「DESD促進事業」の予算規模が前年度に比べ約4倍の3,500万円となり、ESD推進のための全国事務局を設置する予定とされたこと、文科省においてはESD推進と関連して総合的な学習の時間の推進が行われ、予算も前年度に比べ約5倍の約2億5,200万円とされることなどが報告された。一般参加者は、学生、研究者、出版・NPO関係者等であった。予定されていた上限（50名）を超えて71名が集まっていたことは、ESDへの関心や期待の高まりの表れといえよう。筆者もこの会合に出席する機会を得た。限られた時間のなかで報告者の数が多かったこともあり、

(18) 阿部治・村上千里「日本におけるESDの10年実施計画の評価」『日本環境教育学会ニューレター』No.73, 2006. 5. <http://www.esd-j.org/documents/esd_10_hyoka.pdf>

(19) 池田満之「「国連持続可能な開発のための教育の10年」国内実施計画の進捗状況と今後の展望」『世界人権宣言大阪連絡会議ニュース』No.285, 2006.5.10.

(20) 阿部・村上 前掲注(18)。

(21) 詳細はESD-JのHP <<http://www.esd-j.org/archives/000410.html#more>>を参照。

十分な対話が行われたとは言いがたいが、DESD 初期段階の情報共有の場としては非常に有意義な場であったように思う。

第二部の懇談会では、ESD が何かさえまったく知らない人こそ、このような場に来るべきだが、みんな知っている人だし、別の会合で見かけたこともある顔も多い、と聞いて考えさせられる面もあった。また、「LOHAS (ロハス)⁽²²⁾」は ESD の一種で、ESD よりは知名度が高いから、「ロハスは ESD です。」と誰か有名人に言ってもらえば広まるのでは、などという話題も出た⁽²³⁾。DESD の当面する今後 1 年の目標は、ESD の周知徹底であるとの印象を改めて受けた。

II 地球市民の模範となるべき議会人 —第114回 IPU 会議決議から—

列国議会同盟 (IPU) とは、主権国家の議会の代表を結集する国際機関であり、その歴史は国連よりも古い。紛争の平和的解決を促進する議員の世界機関として、英・仏両国議員の提唱のもと、明治22 (1889) 年に創設された。創設

以来、IPU は、世界的規模での議会の対話の中心的な場として、平和と諸国民間の協力及び代表制諸制度の確立のために行動を続けてきた⁽²⁴⁾。

平成18(2006)年6月現在、146カ国の各国議会と7つの準加盟国際議会が加盟しており、我が国は明治41 (1908) 年から加盟している⁽²⁵⁾。現在の IPU 定例会議は年に2回行われており、各会議において本会議、3つの常設委員会、評議員会等が開催される。その中でも主たる活動は、① 平和及び安全保障、② 持続可能な開発、金融及び貿易、③ 民主主義及び人権、を主題とする3つの常設委員会における議題についての決議案の起草と、本会議におけるその採択である⁽²⁶⁾。IPU はこの決議をもって、各国の議会及び議員に求められる行動を促すのである。なお、現在の3つの常設委員会の下で提出される決議案については、1年前の IPU 会議で指名される、各委員会につき2人の共同報告委員が、報告書に基づく草案として、事前に提出する仕組みをとっている。

2006年5月、第114回 IPU 会議がナイロビで

⁽²²⁾ ロハス (Lifestyles Of Health And Sustainability の頭文字をつなげて LOHAS) とは、健康と環境に配慮した生活を大切に、世界の人々が共存共栄できる持続可能な社会のあり方を望むライフスタイルのことをいう。音楽家の坂本龍一氏なども実践者として知られる。1990年代末に米国で生まれたこの用語を、NPO 法人フューチャー500が日本には2002年秋に紹介したといわれるが、商標登録料をめぐる争いで企業界にはこれまであまり広がらなかった。しかし、今年5月に商標使用の制限もなくなったことから、今後の広がりが見込まれる。なお、同 NPO 法人が今年行った調査では日本のロハス層はすでに全体の25%であったという (木村麻紀『ロハス・ワールドレポート』木楽舎、2006。;「ロハス遅すぎた「自由化」」『朝日新聞』2006.6.14.)。

⁽²³⁾ なお、我が国の実施計画の中では、第4章の③各主体に期待される取組のうち (イ) 個人、家庭に期待される行動の中で、このロハス概念への言及もある。

⁽²⁴⁾ IPU 規約第1条2項。『参議院要覧(Ⅰ)平成16年版』参議院事務局、2004, pp.1135-1136. を参照。同規約の原文は IPU の HP <<http://www.ipu.org/strct-e/statutes-new.htm>> を参照。

⁽²⁵⁾ その後、第二次世界大戦勃発により IPU 会議そのものが中断された時期もあるが、日本議員団は昭和27 (1952) 年に IPU へ復帰した。なお、先進主要国のうち現在参加していないのは米国である。2002年までの米国不参加の経緯は、押越嘉満「IPU (列国議会同盟) の概説とその改革」『議会政治研究』No.64, 2002.12, pp.26-42. を参照。その後、2003年の第109回 IPU 会議の際、米国を含む6カ国の分担金滞納国に対する IPU 加盟資格停止が決定された。それ以降、米国は、米国議会の会期中にあたる時期に議員が国際会議に出席するのは困難である等を理由に IPU に復帰していない。以上は参議院国際部国際会議課を通じて確認した。

⁽²⁶⁾ 現在の3つの常設委員会と共同報告委員指名の仕組みは2002年以降の IPU 改革に基づき、第109回 IPU 会議 (2003年10月) より導入された。改革の動向については、前掲注⁽²⁵⁾の押越論文を参照。

開催された。この会議において、第二委員会（持続可能な開発、金融及び貿易担当）の共同報告委員の一人を我が国の加藤修一参議院議員が務めた⁽²⁷⁾。これは、第112回 IPU 会議（2005年4月、於マニラ）の場で、同議員が第114回 IPU 会議第二委員会に向けて提出した議題案⁽²⁸⁾が採用され、共同報告委員に指名されたことによる。我が国の代表議員がこの共同報告委員を務めるのは初めてのことであった。以下、この第二委員会で採択された決議について、主に DESD 関連条項に焦点を当てて紹介することとしたい。

我が国代表議員は、同じく第二委員会の共同報告委員に選ばれたジョゼ・トーマス・ノノー議員（ブラジル代表）とともに、第114回 IPU 会議第二委員会における議題、「環境管理及び地球環境悪化との闘いにおける議会の役割」についての報告書及び決議案の草案を約1年がかりで準備した⁽²⁹⁾。

ブラジルとの協議の過程で、特に地球環境悪化の認識については、砂漠化、水不足、野生生物種の絶滅、酸性雨等の様々な問題に触れつつも、当初の議員提案に基づいて気候変動問題に重点が置かれた。また、そのような地球環境問題は人類共通の大きな脅威であり、人類の行動的知恵が試されている、との前提に立った上で、

のぞましい持続可能な社会へ向けての変革を底辺で支えるのは個人の在り方であり、その観点から、個人の意識やライフスタイル、働き方に影響を及ぼす教育や学習の役割は非常に大きいことが強調された。そのような文脈で、報告書及び決議案の草案いずれにおいても、気候変動問題への対処に重点が置かれると同時に、DESD の開始に留意し、各国議員は ESD を推進し、持続可能な社会を支える地球市民の模範になるべきことが盛り込まれた。

こうしてブラジルと我が国の代表議員の協議により準備された報告書と決議案の草案は、平成18（2006）年1月にジュネーブの IPU 事務局及び加盟国政府に送付された。これに対し、3月上旬までに、イギリス、インド、エジプト、カナダ、コンゴ共和国、サウジアラビア、スウェーデン、中国、ハンガリー、ヨルダンから、日本とブラジル宛にコメントが寄せられた。これら10か国のコメントを受け、教育分野では、DESD に言及しているパラグラフの統合（カナダ）、DESD の実施にはあらゆる国内教育システムが主体となること（スウェーデン）などが取り入れられた⁽³⁰⁾。この報告書と決議案の修正版が、5月の IPU 会議のための討議資料として2006年3月24日付けで IPU 事務局に送付され、事務局を通じて各国政府にも送付された⁽³¹⁾。

(27) 第114回 IPU 会議には、我が国代表の議員団として、谷津義男衆議院議員を団長とする9名が参加した。

(28) 当初提出された議題案は「地球温暖化問題への積極的な国際協力の取組みの拡充・強化、気候変動枠組み条約京都議定書の国際的公約の履行、及びポスト京都に向けた新しい枠組みの形成と議会の役割」である。ほかに11の案が提出されていた中から選ばれた。議題に採用されるにあたり、その表現が修正された。

(29) ブラジルとの協議は、日本の案をベースにブラジル側の意見を取り入れるといった形で進められた。なお筆者（文教科学技術課）は、参議院国際部国際会議課、当館調査及び立法考査局農林環境課とともに、議員による報告書及び決議案の作成をサポートする機会を得た。

(30) 環境分野では、化学物質汚染への言及の追加（スウェーデン）、リオ宣言第7原則「共通だが差異ある責任」の強調等（カナダ）、などが取り入れられた。これらの修正はすべて日本側がブラジル側に提案し、了承された。

(31) その後、会議の1週間前までにオーストリア、エジプト、フランス、ドイツ、インドネシア、イタリア、メキシコ、ノルウェー、フィリピン、ルーマニア、スーダン、スイス、マケドニア及びベネズエラから、そして各国代表団に属する女性議員で構成される女性議員会議（5月7日開催）からもコメントが寄せられた。これらの一部は委員会討議の場で採用された。教育分野で採用されたのは、マケドニアの指摘によるヴィリニウス（地名）の追加、女性議員会議の指摘に基づくジェンダーの視点からの加筆修正、などである。

そして迎えられた第114回 IPU 会議において、第二委員会の討議は、5月9日に全体会合、10日の起草委員会による起草が行われた。各加盟国からは決議案について事前に138の修正案が提出され、そのうち76につき、起草委員会の場で、案文通り、又はその一部が採用された。教育分野についての目立った異論は、ベネズエラによる DESD 関連前文削除の提案のみであり、このベネズエラ案は採用されなかった⁽³²⁾。5月11日の全体会合で、この決議案に若干の修正が加えられた上で採決が行われ、決議案全体としては可決されたものの、複数の代表が決議案の環境分野に関する一部の条項に留保を示した。この最終案が12日の本会議に提出され、インド、オーストラリア、ベネズエラ代表が一部の環境条項の留保を繰り返し、最終的に留保を残したまま、決議案全体としては採択された⁽³³⁾。決議の DESD 関連部分は次のとおりである。

「環境管理及び地球環境悪化との闘いにおける議会の役割⁽³⁴⁾」
(前文一部抜粋)

- (また、) 持続可能な社会の構築には、個人の意識やライフスタイル、労働倫理 (work-ethic) などに影響を及ぼす教育や学習の役割が重要であることを認識し、
- あらゆる人々及びあらゆるレベルの国内教育システムを主体とする国連持続可能な開発のための教育の10年が2005年から開始され、ユネスコ DESD 国際実施計画及び国

連欧州経済委員会による欧州地域版の DESD 戦略及びその実施のためのヴェリニウス枠組が策定されたことに留意し、
(決議本文一部抜粋)

- パラグラフ25：すべての国の議員が持続可能な開発のための教育や学習を促進し、持続可能な未来の構築の基盤となる地球市民の模範となることを奨励し、天然資源の重要な管理者としての女性の役割を強化するために、とりわけ女性に焦点を当てたプログラムを要求する。
- パラグラフ27：各国政府に対し、環境問題に取り組む国際機関、企業及び市民社会団体と協力し、定期的にモニタリング及び評価を行う制度を含め、DESD の実施体制を導入するよう要求する。

おわりに

ESD の取組の前提には、今日の世界が、今のままでは将来世代にわたる持続可能性を維持できない、という切迫した状況認識がある。IPU 決議において、DESD についての言及が上述のように行われたことは、今後の DESD 推進のために意義深いことであった。ESD に積極的なヨーロッパ各国でも国内の実施体制が整備されつつあるという⁽³⁵⁾。DESD の提案者であり、IPU 決議の採択においても中心的な役割を果たした我が国が、今後さらに率先してこれを推進していくことが望まれる。

(うえはら ゆきこ 文教科学技術課)

⁽³²⁾ 環境分野についてはその政治的に微妙な問題の性格上、なかなか合意が得られなかったため、4度の投票を要したとされている。概要は IPU の HP を参照。"114th IPU assembly: details of deliberations", <<http://www.ipu.org/conf-e/114/114smry.htm>>

⁽³³⁾ 前掲注⁽³²⁾ に同じ IPU の HP を参照。

⁽³⁴⁾ 前掲注(6) を参照。

⁽³⁵⁾ 『ESD-J 2004活動報告書』2005, p.51. <<http://www.esd-j.org/documents/2004Report2.pdf>>